

水運の便を受けたる村の西部は、たちまち工場地帯として著しき發展を見る事となり、茲に戸口益々増加し、遂に近時は人口七千七百餘、戸數千七百を數ふるの大村落となるに至れり。然れども之を他の隣接町村たる今宮、玉出、粉溜等の諸町村に比せんか、尙ほ其の増加率は著しき遜色あるを免れざるべし。而してこは全たく本村の地理的關係に依るは勿論なりと雖も、又一面村内の土地が一個人の占有に屬し、而かも其の上には永小作權の設定せらるゝものありしかば、自由に之が賣買移轉をなし能はざりしによる事も、亦見逃がすべからざる所なりと信ず。左に人口増加の趨勢を示さん。

年 度	戸 數	戸數比較増減	人 口	人口比較増減
明治三十三年末	一七八	—	一、〇四八	—
同 三十六年末	三三二	一四三	一、一一一	六三
同 四十年末	四六五	一四四	一、八八一	七七〇
同 四十三年末	六〇三	一三八	三、〇〇二	一、一二一
大正二年末	八六四	二六一	三、九一六	九一四
同 四年末	一、〇三一	一六七	四、六七四	六五八
同 五年末	一、〇四〇	九	五、一二八	四五四
同 六年末	一、〇八七	四七	五、四七〇	三四二

同 七年末	一、二五〇	一六三	六、三五一	八八二
同 八年末	一、三一五	六五	六、八四〇	四八八
同 九年末	一、三七二	五七	七、〇八一	二四一
同 十年末	一、三九〇	一八	六、八六七	二二四
同 十一年末	一、四四一	五一	七、〇五一	一八四
同 十二年末	一、七三八	二九七	七、七八九	七三八
同 十三年末	一、六九八	△ 四〇	七、七〇四	△ 八五

第四章 沿革

津 守

本村が始めて開拓せられて津守新田の稱を用ひたるは、既に述べたるが如く元祿時代なれば僅々二百二三十年前の事に過ぎず、其の以前にありては殆んど顧みらるゝ所なき木津川尻の密洲にして、全然不毛の地なりしなり。更に其

の昔に逆らんか、本村の地は全たく木津川の河底或ひは津守浦の海底に屬したりし事は、今宮町の宇出城附近が天正の頃の木津砦の址なる事によるも、略推察し得らるゝ所なるべし。尙ほ遠く古代に逆らんか、本村の地は素より十三間川以東の今宮、玉出、粉溜等の地も其の大部分は海底に屬したりしもの、如し、即ち東部の天王寺、住吉等の高地が、遠く神代より開發せられたるにもかゝらず、玉出、粉溜等の諸村が平安朝の末期より鎌倉時代にかけて漸次開發せられたるに徴するも、また岸の松原、岸の姫松、玉出岸等の地名が高地に存し、更に萬葉集其の他の古詠等に依つて見るも明かなる所なり。而して往時其の附近一帯の海面を住吉浦、又は津守浦と稱せしこ亦古文書、古詠等に屢々見らるゝ所にして、本村の地名も往時の津守浦に因みて附したるものなるべく、されば村の開拓は極めて近世の事に屬すも雖も、其の名は遠く古代より存したるものなり。されば先づ津守の稱の起りし所以を探究せん。

津守は津を守るの義にして、津は即船舶出入の要津を意味するものなり。蓋し現今の大阪住吉附近一帯の地は太古難波津と稱し、海陸交通の要津にして遠く神代より頗ぶる重要な地点を占めたるものなるが、降つて神功皇后の三韓征伐以來、更に海外交通の要津として、内外船舶の出入頗ぶる頻繁となり、住吉神社は船舶の守護神として其の津頭に奉祀せらる。續いて仁徳天皇の御代には墨江之津を今の住吉の地に定め給へり。斯くて難波の地は益々内海航路の要津として重きをなすに至れり。而して其の津頭に鎮座せる住吉神社は船舶の守護神なるも同時に、又津の國を守り給へる神として崇敬せられ給ひしものなるや必せり、従つて其の神主は住吉神を祀るも同時に、又津の國の事を

管掌せしものや、神主手搦足尼に津守連の姓を賜はり、代々其の子孫は津守の姓を用ひ以て今日に及べり、即ち住吉松葉大記に「住吉大神の要津を鎮護するの義か、仍て以て氏をなし手搦足尼に賜はる」と見ゆるもの是なり。

又回國雜記には「津國なごの浦に難波津を守れる人の住みしにより、其の浦を津守の浦といふこかや、今はなごの浦の所さだかに知れる人なしとなん」とあり、松葉大記には「按ずるに津守浦は神社前の海濱にして住吉浦なり」と見ゆ。されば住吉神社の前面の海を住吉浦又は津守浦と稱せしものにして、津守連も密接なる關係を有するものならん。而して津守浦に就いては萬葉集を始めとして、幾多の歌集に現はれたる古詠多ければ左に數首を示さん。

萬葉集

大船の津守の浦につけむはまさしに知つて我ふたりねし

大伴 皇子

同

住の江のつもり浦にうけのをのうかれか行むこひつゝあらずは

讚人 知らず

續古今集

けさ見れば雪もつもの浦なれや溜松ヶ枝のなみにつくまで

慈 鎮

同

君か代は津守の浦に天降る神もみこせを待つここそきけ

後徳 法師

新古今集

月かけの雪も津守の浦風に猶ほ秋寒し住吉のはま

右 大臣

千載集

神代より津守の浦に宮居して経めらん年のかきりしらすも

隆 季

次に又西成郡十二郷中にも津守郷の名あり、和名抄には武庫の菟原より移されたるものなりとす、而して其の所在は郷名早く廢絶したるがため、今詳かに之を知る能はざれども大日本地名辭書には

津守郷は雄伴郷の南にして、住吉郡に接せる地なるべし、即ち今の難波村、今宮村、木津村の邊に當る。こなし、西成郡誌には雄波、木津、今宮はこにもこ百濟郡の地にして、後西成郡に轉屬したるものなれば、津守郷が以上三ヶ村の地に當るこなすは誤りなりこなし、其の所在に就ては記す所なし。然れども今宮村がこ津江庄と稱したりし事實等より推察せんか、或ひは大日本地名辭書に記す所、亦直ちに之を否定し能はざるものあり。而して津守郷の名も亦津守浦に起原するものなるや必せり。

津守新田

津守連、津守浦、津守郷等に就ては既に前項に述べたる所なるが、本村の村名は恐らく津守浦より出でしものなるべく、津守郷の舊地にあらざるは本村の地が往時全たく津守浦の海底に屬し、後世埋立に依つて開拓せられたる所なるより見るも明かなり。尙ほ本村が津守村の稱を用ひたるは、明治三十年以降の事にして、其の以前は専ら津守新田の稱を用ひ、徳川時代に於ける村政の状態の如きも他の地方とは全然相違するものあり。蓋し新田の稱を用ふるは延寶の總檢地以後に開拓せられて、代官の檢地を受けて始めて耕地とされる土地を稱するものなり。

し昔時は貢租徴収の基礎たる村高を定むるために、耕地の反別を丈量し、且つ其の品位を正し、石盛と稱して其の一反歩に對する種米率を付するの例なりき、之を稱して檢地となし、其の起原は遠く大化の新政に始まりし事日本書紀に見ゆる所なれども、檢地の方法は時代に依りて幾分其の趣を異にするものありて、其の沿革は頗ぶる煩雜なれば、今之を詳細に述ぶる餘猶を有せざれども、總檢地の行はれたる記録の最も明白なるは豊臣氏の時文祿より慶長頃にかけて總檢地をなせるあり、更に徳川時代に延寶年間總檢地を行へるあり、この兩者最も有名なり、而して世に前者を古檢と稱し、後者を新檢と稱す。又大阪附近に於ては前者を片桐檢、後者を青山檢と夫々檢地奉行の名を以て呼べり。

翻つて本村の地は當時尙ほ木津川の寄洲にして、不毛の地なりしかば、古檢は素より新檢にも檢地を受くる事なく後元祿時代に至りて漸やく開拓せられて、茲に始めて鈴木町代官小野朝之丞、萬年長十郎を檢地奉行として新に檢地を受けたるものなり。而して青山檢以後に開拓せられて代官の檢地を受けたる土地を總稱して新田と稱し、附近には新田の稱を用ふるもの頗る多し。尙ほ新出の稱は單に本村並に附近の新田の如く、海面の漸次埋れて耕地とされるもの、こみならず、總檢地の時に荒蕪地の故を以て檢地を受けざりし地が、後開拓せられて新に檢地を受けし所にも用ふるここあり、されば新出の各地に散在するもの多し。而して之等の新田は多く其の開拓者、若しくは之が繼承者たる一個人の占有にするものにして、本村も亦其の例に漏れざる所なり。

地形の變遷

本村の地は元津守浦の海底に屬したりしが、後地形の變遷に依つて本津川尻の沓洲となり、一面の蘆原に化せしを更に人工を以て新田にせる土地なる事既に述べたる所なり。されば先づ其の沿革を述ぶる前に、此の地を最も關係深き大阪、住吉附近一帯の地形の變遷に就いて記す事とせん。而して本村並に東成郡敷津村、或ひは大阪市内の木津川以西の土地の如く、新檢以後に開拓せられたる新田は何れも其の名に依るも明白なるが上に、記録等の現存するものあれば詳細に之を知るを得べし。雖も、遠き古代の地形の變遷に就ては正確に之を知る能はず、されば古事記、日本書記並に風土記、或ひは古詠等より推察し、更に古文書或ひは遺蹟等により研究して左に其の概要を記さん。

抑々我國の本土は地質學上より之を觀察せんか、地質及び氣象の相互作用、並に本土を圍繞する海洋の潮流作用によつて、裏日本即ち山陰、北陸方面の海岸は漸次陥没して、陸地を減殺するの傾向あると共に、表日本即ち山陽、畿内、東海等の沿岸地方は逐年海面埋没して陸地を増加するの傾向を有するものなり。殊に大坂灣の沿岸は其の最も著しきものあり。勿論大阪附近の海面が年々に埋没せられて洲地を増す原因に就ては、淀川を始め幾多の河川より泥砂を流出するがためなる事も、慥かに其の一因たるには相違なからんも、前述の大自然の作用に據る事も亦見逃すべからざるものなり。而かも此の現象の如何に甚だしきかに就ては、敢て地質學上より論ずる迄もなく、最近の人文史上に現在の趨勢に徴するも明かなる所なり。

今人文史上に現はれたる地形の變遷の状態を述べんに、遠く神代の事は莫然として定かに判明せざれども、後世に於ける陸地の變遷の狀況並に地層等の上より推測せんか、恐らく當時にありては今の大阪城を起点として、南に連亘せる難波岡陵の丘阜は南より突出せる一の半島にして、其の西部は勿論東部河内境の附近は海水の充滿せる入江をなせしものならんとの説、史家の等しく唱ふる所なり。更に神武天皇の御東征の後に於ても、尙ほ難波岡陵の東部玉造附近は海水に浸されたりしこと、略當時の史實に依つて推察し得らるゝ所なり。續いて神功皇后の三韓征伐より奈良朝以前の所謂大和王朝時代即ち難波の地が三韓交通の要津として、我國文化史上最も重要な地位を占めし時代にありても、難波岡陵以西の地、即ち今の大阪市の中心地たる船場、島の内より難波、木津、今宮、玉出、粉濱附近一帯にかけては、尙ほ其の大部分は海底に屬し、本村の如きは海上遙かに十數町の沖に當り、深海の底なりしもの、如し然るに海面は年々共に漸次埋没せられて陸地化し、平安朝の頃には海底露出して陸地になれるもの多く、其の上には村落の開かるゝもの多かりき。次に又一而大阪附近の所謂淀川尻の埋没の状態を見るに、潮流の關係並に河川より流出する河水の關係より、始めは諸々に泥砂の堆積して其部分のみ、海面より露出して島嶼となり、平安朝の頃は海上幾多の島嶼散在せしなり。世に之を難波の八十島と稱し八十島祭の神事行はれたり。されば神中抄には

代の始めにそ、八十島の使きて、内の御めのみのたちて、八十島めぐり云ふことはへる。それも島々にてはらへすへきを、住吉の瀧のこなたにて、西の海にむかひて、もろもろの島々の神をまつるなり。

こあり、而して今の住吉神社の北なる玉出島其の故地なりと謂ふ。されば當時尙ほ住吉神社の前面は直ちに海濱なりし事を察知し得べきなり。尙ほ八十島に關しては、

古今集

わたの原八十島かけてこき出てぬこ人には告げよあまのつり舟

小野 篁

新拾遺集

住の江の八十島かけて來る人や松をまきはの友と見るらん

隆 季

新葉集

御祓する八十島かけていまははや波治まれる時はみえけり

後村 上院

夫木集

人知れず思ふ心の深ければいはてそしのふ八十島の松

謙 徳 公

等の古詠多し。而して之等の島々は年と共に次第に廣まりて、島の間をめぐる海は漸次狹められ、遂には全く淀川の流末支流となり終るに至れり。斯くて淀川は幾多の流末支流を生ずることゝはなれり。即ち木津川も亦斯くの如くにして生じたる一支流なり。

斯くて其の後に於ても漸次陸地を増し、各支流の川尻には更に寄洲を生じ、次第に新田の開拓せらるゝものあり、本村は即ち其の一部に相當せるものにして、元祿十一年に十三間川を開鑿し、同時に周圍に堤防を築き以て新田の開拓に着手せられたり。

新田の開拓と其後

如上大阪附近の地形は年代と共に其の變遷著しく、次第に西方に陸地を増し、徳川時代に至れば今の十三間川及び木津川以東は略完全なる耕地となり、既に各地に村落の開かるゝものありしと雖も、尙ほ其の西部は耕地となれるもの極めて少なく、大部分は葭洲にして不毛の地のみなりき。本村の地亦木津島といひ、木津川尻の一寄洲に過ぎざりしが、元祿の頃始めて開拓して新田となすに至れり。

始め此の地の開拓は京都の人横井源左衛門、金屋源兵衛の兩人協力して之を企畫し、地代金千二百五十兩を幕府に上納して、凡繩地百町歩を受け、茲に開發に着手する事となれり。當時之を請負地と稱し、初め元祿十一年より同十三年まで三年の歳月を費して、宇北島及び南島に亘りて、堤防敷二十七町一段一畝八歩の大堤防を築き、以て波浪を防ぎ、七十二町二段六畝歩を開拓して耕地となし、同十五年檢地奉行萬年長郎十、小野朝之丞の檢地を受け、村高四百四十五石十斗一升八合と註せらる。而して其の名を津守新田と名く。是れ即ち本村の濠脇にして同時に西成郡所屬として徳川幕府の直轄地に屬せしめらる。

斯くて漸やく開發せられたる津守新田は、開發者たる横井源左衛門、金屋源兵衛兩人の所有地として、次第に各地

より移住し來れる小作人の手によつて耕作せらるゝ事なれり。然も當時は移住者も極めて少なかりしかば、隣村たる木津、勝間（玉出）等の百姓の小作をなすもの多かりしは勿論なり。然るに後寶永四年十月四日の大和、攝津其他十有七ヶ國に亘る大地震あり、引續いて起れる大海嘯のために宇南島の堤防は悉く破壊し、宇北島の堤防も又四十間餘決潰せしかば、新田全部激浪のさらふ所となり、いさも慘憺たる光景を呈し、之がために耕地も家屋も悉く流失し、住民は素より地主は多大の損害を被ること、なれり。尙ほ當時の地震海嘯に關しては記録の残れるもの多ければ、左に其の二三を記さん

（大日本地震史料） 十月四日壬午大和攝津其他十七ヶ國の地大いに震ひ、屋舎頽潰し、人畜死傷するもの其の數を知らず、續いて大海嘯大いに漲り、攝津其他十ヶ國其の害を被れり

（嘉永雜記） 大阪近傍の地震及津浪のために死せしもの二萬九千九百八十一人云々。

（基盤公記） 五畿内攝津の中、大阪大破民屋五分の一崩、又川口大船中にある者、彼之二萬五千許死す云々

（白山氏所藏の新田舊記） 西成郡津守新田宇南島は高浪にて堤防不殘押崩れ、北島の堤防四十間餘切込み、田地沙入さなる、會所の人數並に百姓は財寶流失に頓着せず逃退しも、水死の人數多し、新田一ヶ所流失したり

等何れも當時の慘狀を記せるものなり。以て略當時津守新田が如何に慘害を被りしかを察知し得らるべし。されば之がために新田の經營者たる横井、金屋の兩人は、遂に之が經營難に陥り新田の經營を大阪の人袴屋彌助に譲り渡す事となれり。

袴屋彌助は新田の經營を譲り受けて、直ちに之が復舊工事に着手し、翌五年には宇北島の堤防の復舊工事は之を自負請を以て完成せしも、宇南島の復舊工事は極めて困難なるものありしかば、容易に着手すること能はざりき。斯くて後享保十年代官久下藤十郎より、宇南島の荒地葭生の故を以て再開すべきを催促せらる。然れども當時尙ほ波當り強く、ために到底工事成り難ければ、見分の上之が再開の猶豫を請ひ、年々の貢租は從來の通り之を納むる事せり越けて同十八年十月より漸やく堤防の負請に着手し、翌十九年三月迄に葭生の内十三町歩餘の再開工事成り、同二十年には崎島嶺上堤の工事をなし、一町四反歩の開竣成り、更に元文元年代官疋出庄九郎支配のまき、凡繩地の内堤根より沖へ四百五十間、延長十間餘の開竣を願出でしに、川方與力永出官兵衛、小泉伊左衛門見分の上差許されしを以て、波除水別杭一間に十本死打廻し、土砂葭快追々差入れ、葭生を待ちて開竣すること、せり。更に同三年宇南島の古堤舗へ總堤防普請に着手し、十五ヶ月餘の日子を費し、漸やくにして之が完成を告げたり。而して其の間洪水又は高浪のために破壊せられしこゝ幾回なるを知らず、工事頗る困難にして、到底土砂の如きものにては築造成工の見込立たざりしかば、石材を以て堅牢なる龜甲に築き立て、以て防波を固くし始めて竣成を告げたり。尙ほ南島の再開工事と共に堤根より沖へ七八間又は十三四間の石波戸九ヶ所を築きしかば、此の工費千六百五十兩を要したり。又同時

に國役に依つて、木刎烏帽子杭等十二ヶ所を設けらる。尙ほ元文四年五月代官正田庄郎九の檢地に依つて、新田一町四反五畝二十四歩、之が石高八石一斗八合を得、次いで又地代銀百十四匁五厘を官納して、新開地七反九畝三步を開發し、寶曆八年四月代官萩原藤七郎の檢地を受けしも、葭生の故を以て高入はなかりき。更に又明和二年代官内藤十右衛門の田七反七畝二十七歩に對する檢地を受け、其の高二石三斗三升七合を加ふ。

斯かる間に經營者彌助は死し、其の子彌右衛門之を繼ぎしも、明和三年之が經營を悉く大阪瓦町一丁目の炭屋善右衛門に讓渡するに至れり。善右衛門は即ち今の地主白山善五郎氏の祖にして、爾來新田は白山氏の代々經營する所なる。其の後安永六年十月には代官萬年七郎右衛門の檢を受けて、田畑一町六步高六石二升六合を増し、天保二年七月には代官岸本武大夫の檢地に依りて、田畑一町八反三畝二十七歩、此の高十石七升四合の新田を増し、更に四十二年代官矢島藤藏の檢地によりて、畑四反七畝十二步高二石七斗、同十一年十二月代官築山茂左衛門の檢地にて、畑三反二畝六步高六斗六升四合、同十四年九月同代官の屋敷五反二畝九歩の檢地あり、高五石二斗三升三定めらる。降つて嘉永五年四月代官設樂八三郎の檢地によりて畑六畝二十四歩、高七斗七升二合を加へ、茲に新田の開發一段落を告げ、總石高五百八十一石六斗九合となる。

斯くて開發全く完成を告げ、略現時の村域を形成し、白山氏代々相傳へて之を經營せり。而して始めは新田内に移住者極めて少かりしも漸次各地より移住する者増加し、且つ耕地も次第に改善せられて、完全なる耕地となるに至れり。然れども村民は悉く小作農に従事する者のみにして、土地を所有する自作農なかりしかば、村内は氣風の如きも他の農村とは稍其趣を異にするものあり、従つて舊幕府時代に於ける村内の政狀等に就ても、他とは全然趣を異にするものあり（次章行政の項参照）と雖も、地主對小作人の關係は頗る親密にして、あたかも主従の如き關係にありしかば、村は極めて平和に村民は互に家族的に親交を續けたり（民情風俗の項参照）

第五章 行政

本村の地が始めて津守新田として開拓せられたるは、元祿年間の事なれば、行政の沿革も頗る簡單にして、明治維新の大政奉還に至るまでは徳川氏の自領として、鈴木町代官の支配地に屬したりしと雖も、攝津國西成郡に屬せしものなれば、先づ村の行政沿革を叙するに先立ちて、攝津國並に西成郡の古來よりの行政沿革に就き、其の概要を記す事とせん。

攝 津 國

攝津國はもろ難波國（一に浪速に作る）又は津國と云ひ、遠く神代の昔より海陸交通の要路に當りしかば、國史上頗る重要な地点なりしが上に、神功皇后の三韓征伐以後三韓との交通開かるゝや、更に海外交通の要津として一